

別紙

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の一部改正について

平成16年1月14日

総合政策局建設振興課

1. 背景

国土交通省では、標記登録規程に基づき、建設コンサルタント登録制度を設けています。

建設コンサルタントを営む者の登録を実施することにより、その業務内容を公示、公証し、建設コンサルタントを利用する発注者の便宜に供するとともに、建設コンサルタントの適正な運営と健全な発達を図るもので、昭和52年に設置されて以来、平成15年3月末現在、4,005業者が登録され、活用いただいているところです。

建設コンサルタントの登録の要件（技術上の管理をつかさどる専任の者の要件）として、登録規程別表で技術士法に基づく技術士を指定していますが、技術士の技術部門の見直しが行われたので（平成15年8月18日付け文部科学省令第36号、文部科学省告示第136号）それとの整合を図るとともに、「廃棄物部門」を新たに設置するため、登録規程別表の改正を行うものです。

2. 見直しの概要

<ul style="list-style-type: none">・ 技術士試験の技術部門、第2次試験選択科目の見直しに伴う所要の修正 登録部門名称の変更（「河川、砂防及び海岸部門」 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」 「電気・電子部門」 「電気電子部門」） 技術管理者要件の書換え・ 「建設機械部門」の修正 技術士第2次試験選択科目の変更に伴う技術管理者要件の修正 登録部門名称の変更（「建設機械部門」 「機械部門」）・ 「廃棄物部門」の追加

- ・ 上記内容に係る登録規程別表関係部分を改正する。
- ・ 施行期日は、平成16年4月1日とする。
- ・ この改正に係る登録規程別表の登録を受けている者の効果及び技術上の管理をつかさどる専任の者の要件について、それぞれ、改正前のものを改正後のものとみなす所要の経過措置を講ずるものとする。

3. 詳細

3-1 技術士試験の技術部門見直しに伴う所要の修正

(1) 技術士技術部門の名称の見直しに伴う修正

技術士技術部門の見直し		建設コンサルタント登録規程の修正内容
旧技術部門名	新技術部門名	
電気・電子部門	電気電子部門	・登録部門名の変更（「電気・電子部門」 「電気電子部門」） ・「電気電子部門」の技術上の管理をつかさどる者の要件の書換え
林業部門	森林部門	・「森林土木部門」の技術上の管理をつかさどる者の要件の書換え
水道部門	上下水道部門	・「上下水道及び工業用水道部門」「下水道部門」の技術上の管理をつかさどる者の要件の書換え

(2) 技術士第2次試験選択科目の見直しに伴う修正

技術士第2次試験選択科目の見直し			建設コンサルタント
技術部門名	変更対象の選択科目名	新選択科目	登録規程の修正内容
建設部門	河川、砂防及び海岸	河川、砂防及び海岸・海洋	<ul style="list-style-type: none"> 登録部門名の変更 (「河川、砂防及び海岸・海洋部門」) 技術上の管理をつかさどる者の要件の書換え
機械部門	流体機械 建設、鉱山、荷役及び運搬機械 機械設備 ほか	機械設計などに全面修正 (「機械設計」「材料力学」「機械力学・制御」「動力エネルギー」「熱工学」「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「ロボット」「情報・精密機械」ほか)	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の管理をつかさどる者の要件の選択科目の見直し 登録部門名の変更 (「建設機械部門」「機械部門」) 次項 3-2 詳細記載

3 - 2 「建設機械部門」の名称変更(「建設機械」部門 「機械」部門)

- 従来、建設コンサルタントの建設機械部門業務は、各種土工機械や舗装、除雪などに使用される特殊機械など、まさに建設機械に関するものが主であったが、近年特に揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備など、各事業で使用される機械設備などを目的とした業務が増加してきている。
- 現状の業務実態に合わせ、技術士の技術部門名称「機械部門」との整合を図るため、登録部門名を「建設機械」から「機械」に修正する。

3 - 3 「廃棄物部門」の追加

- 循環型社会形成推進基本法や、廃棄物処理法、各種リサイクル法などの個別法に基づき、廃棄物処理に関する計画、整備が全国各地で進む中、廃棄物に係る調査、計画、アセスメント、設計、施工監理の多くの部分を、建設コンサルタントが担っている状況にある。
- 一方、廃棄物コンサルタント業務の資質、能力が一定のレベルに達していることを認定する制度がなく、それを望む声があがっている。
- 今般、コンサルタント登録規程に廃棄物部門を設置し、「技術上の管理をつかさどる者」として、衛生工学部門のうち廃棄物関係を選択科目とする技術士を活用するものとする。
- 登録規程に廃棄物部門を設けることにより、次の効果が期待される。
 - 地方公共団体等による廃棄物コンサルタントの選定、識別の適正化、容易化
 - 廃棄物処理に係る調査、計画、設計、維持管理業務の質的向上
 - 廃棄物コンサルタントの地位、意識、技術力の向上
 - 廃棄物コンサルタントに係る人材育成の促進

建設コンサルタント登録規程（昭和五十一年建設省告示第七百十七号）改正案新旧対象条文

改正案

現行

別表（第二条、第三条関係）

別表（第二条、第三条関係）

<p>登録部門</p> <p>河川、砂防及び海岸・海洋部門</p>	<p>技術上の管理をつかさどる者の要件</p>	<p>河川、砂防及び海岸・海洋部門</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>水道及び工業用水道部門</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を水道及び工業用水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般並びに水道及び工業用水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>下水道部門</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>登録部門</p> <p>河川、砂防及び海岸部門</p>	<p>技術上の管理をつかさどる者の要件</p>	<p>河川、砂防及び海岸部門</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を河川、砂防及び海岸とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>水道及び工業用水道部門</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門（選択科目を水道及び工業用水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水道一般並びに水道及び工業用水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>下水道部門</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

電気電子部門	機械部門		廃棄物部門	水産土木部門	森林土木部門
技術士法による第二次試験のうち技術部門	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	(略)	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を廃棄物管理とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>

電気・電子部門	建設機械部門		(新設)	水産土木部門	森林土木部門
技術士法による第二次試験のうち技術部門	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を流体機械、建設、鋳山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を機械一般並びに流体機械、建設、鋳山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	(略)	(新設)	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>	<p>(略)</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を林業一般及び森林土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>

	<p>を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>
	<p>を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子一般並びに発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。</p>